

令和8年度有害鳥獣対策費補助金の申請について

1 目的・対象

農業者等が設置する有害鳥獣被害防除用の電気柵及び防護柵（以下電気柵等）に対して補助金を交付します。対象者は、市内に住所を有した販売農家であり、現に農業被害を受け又は農業被害を受ける恐れがあるとして、電気柵等を設置する方となります。

2 補助金額

電気柵等の購入金額の2分の1以内（1年度当たり5万円を限度額とする。）

3 受付期間

令和8年4月1日（水）から
※予算の範囲内での受付とします。

4 補助金交付手順

① 「農水産振興対策事業補助金交付申請書」を田原市役所農政課へ提出。

●必要書類

・（様式第1号）交付申請書 ・見積書 ・商品カタログ ・位置図

※市税の滞納がある場合または決定通知前に電気柵等を購入した場合は補助金を交付できません。

② 書類審査後、農政課から「交付決定通知書」を送付。

③ 交付決定通知書を確認後、電気柵等を購入する。

④ 電気柵等の設置完了後、20日以内に「農水産振興対策事業実績報告書」を農政課へ提出。

●必要書類

・（様式第7号）実績報告書 ・設置後の写真 ・領収書の写し ・通帳の写し

⑤ 市職員が現場を確認し、設置状況を確認する。確認後農政課から「補助金確定通知書」を送付。

⑥ 確定通知書を確認後、補助金請求書（様式第10号）を農政課へ提出。

⑦ 後日、指定の口座へ補助金を支払い。

※交付決定後に補助事業の内容変更又は中止を行う場合は、「（様式第5号）農水産振興対策事業計画変更承認申請書」を提出してください。